

政令第二百四十三号

児童手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十号）の施行に伴い、並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第二条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 児童手当（第一条―第六条）

第二章 特例給付（第七条―第十三条）

第三章 雑則（第十四条・第十五条）

附則

第一章 児童手当

第一条中「規定する扶養親族等」の下に「（以下この条及び第七条において「扶養親族等」という。）」を加え、「児童がないときは、」を「同項に規定する児童（以下この条において「児童」という。）がないときは」に、「及び児童があるときは、」を「又は児童があるときは」に、「及び児童一人」を「又は児童一人」に改める。

第十二条を第十五条とする。

第十一条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条を第十四条とする。

第十条第二項中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の章名を付する。

### 第三章 雑則

第九条の見出し及び同条第一項中「附則第二条第四項」を「附則第二条第五項」に改め、同条第二項中「附則第二条第四項」を「附則第二条第五項」に改め、同項の表中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同条を第十二条とし、第八条を第十一条とする。

第七条（見出しを含む。）中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改め、同条を第十条とする。  
第六条の次に次の章名及び三条を加える。

## 第二章 特例給付

（法附則第二条第一項の政令で定める額）

第七条 法附則第二条第一項に規定する政令で定める額は、扶養親族等及び同項に規定する児童（以下この条において「児童」という。）がないときは八百五十八万円とし、扶養親族等又は児童があるときは八百五十八万円に当該扶養親族等又は児童一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十四万円）を加算した額とする。

（法附則第二条第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法）

第八条 第二条の規定は法附則第二条第一項に規定する所得の範囲について、第三条の規定は同項に規定する所得の額の計算方法について、それぞれ準用する。

（前年又は前々年の所得を用いる区分）

第九条 法附則第二条第三項のいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、次のとおりとする。

- 一 一月から五月までの月分の給付については、前々年の所得
- 二 六月から十二月までの月分の給付については、前年の所得

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この政令は、令和四年六月一日から施行する。

(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正)

- 2 次に掲げる政令の規定中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改める。

- 一 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令（平成二十六年政令第十一号）第一条第九号

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令

第百五十五号）第十八条の二第一項第十号